

月例総会議事録

1 招集日時 令和7年12月10日(水)

2 開会日時及び場所

令和7年12月10日(水) 午後1時45分

防府市役所 本館2階 共用会議室2A・2B・2C

3 閉会日時 令和7年12月10日(水) 午後2時55分

4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)小山 巽 (5番)原田 政祥
(6番)倉重 俊則 (7番)木原 伸二 (8番)田村 正信 (9番)松田 祥治
(10番)貞平 克己 (11番)池田 寛 (12番)松永 初恵 (13番)熊安 悦子
(14番)末廣 儀久 (15番)弘中ヨネ子 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌
(18番)横木 勉

(2)欠席者(1名)

(4番)関谷 芳広

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	砂田 智子
〃 書記	福田 謙一郎
〃 書記	徳永 有華
〃 書記	筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第72号 農用地利用集積等促進計画案について(所有者・機構間契約)

議案第73号 農用地利用集積等促進計画案について(機構・受け手間契約)

議案第74号 農用地利用集積等促進計画案について(一括契約)

報告第80号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第81号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第82号 農地法第18条(通知)

報告第 83 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 84 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 85 号 現況証明書の発行について

報告第 86 号 農地所有適格法人報告書について

報告第 87 号 地域計画の変更について（別冊）

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

9 番 松田 祥治委員

10 番 貞平 克己委員

午後 1 時 45 分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。ただいまから令和 7 年 1 2 月の月例総会を開催いたします。

本日は 4 番、関谷委員が欠席でございます。過半数の委員が出席ですので、規則第 6 条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、早速、会長に御挨拶をいただいた後に、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長（あいさつ）

それでは、議案を進めさせていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、9 番の松田委員さん、10 番の貞平委員さんをお願いします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

初めに、修正をお伝えいたします。

議案第 69 号の申請番号 11 番について、譲渡人の貸付の経営面積が 4,945 m²となっておりますが、上の経営面積のほうに本来入る数字でしたので、そちらに修正となります。

では、御説明をいたします。

議案書の 1 ページ、資料の 1 ページからです。

議案第 69 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。

今回の申請は、12 件になります。目的については、所有権の移転が 12 件です。

譲受理由は、——裁判所による和解勧告が 1 件、新規就農が 1 件、相手方の要望によるが 4 件、耕作便利が 3 件、規模拡大が 3 件です。

譲渡理由は、——裁判所による和解勧告が1件、耕作困難が6件、高齢のためが3件、相手方の要望によるが2件です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番ですけれども、委員が関係する案件ですので、関係の委員さんに対し退席を求めます。

[退席]

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第69号の1は、所有権移転の申請です。12月1日に事務局と現地確認を行いました。

現地は、———にあります。

本案件は———であり、今回、———ということで、双方が受諾し、農業委員会へ申請するという事になったようです。現在は、譲受人は———耕作をされており、今後も同じ方が耕作予定と聞いています。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

それでは、入室を認めてください。

[入室]

○藤井会長 それでは、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番の池田です。議案第69号の2は、所有権移転の申請です。

12月3日に市職員2名、横木委員と私、4人で現地確認をしました。

3日に譲受人、4日に譲渡人———から聞き取りを行いましたので、その結果を報告します。

現地は、お手元資料の5ページ、7ページのとおり、———

———近くに 있습니다。土地所有者の譲渡人は、現在、———、当該土地を売ることにしたということです。

7ページの図面を御覧ください。———番地、宅地、———に倉庫があります。これもセットでこの際購入されるということで、これまで———
———ということで、住宅と一緒に農地を売ることにしたということです。現況はきちんと整地され、

保全管理をされています。譲受人は新規就農ですが、市民農園で耕作した農業経験もあり、適当な農地を探していたところ、当該土地を選定したということです。

次に、農地法第3条第2項各号の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件については、譲受人は譲渡人から耕運機を譲り受けて倉庫に保管しておられ、農機具の保有状況等からも見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により周辺に支障はないと判断します。

以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可の要件を全てを満たしていると判断いたします。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 質疑に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 議案第69号の3は、所有権移転の申請です。資料の9ページからです。

現地確認を12月2日に事務局2人と藤井会長と私の4人で行いました。

また、譲受人————との連絡を6日にし、7日の13時に譲受人のお家に向かいました。倉庫などを見せていただき、聞き取りをしましたので、御報告いたします。

現地は、————のところにあります。また、譲受人の自宅からは————のところに田んぼがあります。話をお聞きしたところ、譲渡人は————耕作困難なため、今回、譲渡人の要望により————とのことです。

12ページの一番下の欄に書かれていますように、譲受人は、————長年この譲渡人の田を作り続けてお米を渡し、報酬をもらっておられましたが、今回、譲渡人の————、管理に困り、譲受人に————を希望したいとの申入れがあり、譲り受けたいとのことです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、説明します。

第1号の全部効率利用要件について、譲受人の————でもあり、耕作要件、農機具の保有状況などから見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

2号、3号は該当いたしません。

第4号の農作業の常時従事要件や日数も満たしており、今回の第2項の農地権利移動は許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

日曜日に訪問したとき、譲受人である方は———であるため、———で出かけて会えなかったのですが、譲受人———仕事をされていました。譲受人も———平日も農業の仕事をしていますと、———の言葉でした。皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見のないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認されました。

続きまして、4番、地元委員さん、御説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第69号の4は、所有権移転の申請です。

12月6日に譲渡人、譲受人、双方から話を聞きました。その報告をいたします。

現地は、———にあります。一種農地です。譲渡人は———ため、耕作してくれる方を探したということですが、なかなか耕作をしてくれる方がいらっしやらない、それで隣の田んぼと話をしたところ、今回の譲受人の方が譲り受けたいということになったようです。

譲受人は、規模を拡大したいと思っており、この農地があれば———にも行きやすくなるので譲り受けることとしました。農機具については、申請書のとおり倉庫にありました。

農地法第3条2項については、特に問題ないと思います。皆様の御審議よろしくお願ひします。

○藤井会長 質疑に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見のないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認されました。

続きまして、5番、地元委員さんの説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第69号の5番は、所有権移転の申請です。

現地確認は、12月3日に事務局2名と木原小委員長、倉重委員の5名で共に実施しましたので、その後の調査も含めて報告します。

資料につきましては、19から22ページとなります。

20ページと21ページのところを開けていただいたらと思うんですけど、まずは申請地の場

所ですが、_____地区になります。申請地につきましては、草刈りによる保全管理がずっと行われておりまして、10年以上作付はないと聞いております。

所有権移転の話につきましては、譲渡人から譲受人のほうへ話がありまして、譲渡人については、_____農地ということで、今後、耕作する意思もないし、機械もないという話です。

それから、譲受人のほうは、_____になるんですが、その農地で_____ぐらいずっと稲作を行ってこられている方で、_____となっております。

22ページに、営農計画書がありまして、若干聞き取りを行っております。

最初に、作付及び利用計画について、2段目にあると思いますが、ハウレンソウ等、野菜を作るということになっておりますが、譲受人につきましては、野菜の栽培経験はないということです。_____のほうにおられまして、その栽培の経験と、それから_____が建っておるんですが、野菜を作っておられる農家がありまして、その農家と相談して指導を受けるということだそうです。隣地の農家から話を聞いて、一応確認を取っております。

それから、利用計画に地揚げをして畑にするとあるんですが、隣接地農家からの話もありまして、申請地への水路が途切れておりまして、水の供給が難しいという農地だそうです。そのこともあって、畑作へ切り替えるということです。それと、配水がここ悪いということで、近くで農道も整備して、これ譲受人の話ですが、農道の整備をして、それから圃場も少し大きくしたいということで、畦畔をのけるという話をされておられて、そういった土が出るんですが、その作土に当たるところを入れて、どのくらいですかと聞いたら、期間が2年ということだそうです。そういう形で畑作をするんだということでございます。

それから、農機具の保有につきましては、今年も継続して稲作を行っておりまして、昨年も第3条の申請案件があつて調査を行っておりまして、機械については問題ないと判断しております。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、機械を保有し農道も確保されております。農地全てを効率的に利用できると考えます。

それから、第4号の農作業常時従事要件については、雇用されている方がおられて、それが主にはされるというふう聞いております。

それから、第6号の地域調和要件について、問題ないと思います。

第2号、3号、5号については、該当していません。審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認されました。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の貞平です。場所は———12月8日に行きました。初めは、その前の金曜日に行く予定でしたが、———月曜になりました。資料は、29から33です。

場所は、———ところです。25ページか、———です。——— m^2 です。

現地に行った人は、事務局と私と木原小委員長です。

そして、現場に行きますと、樹木が10m間隔に植えてあり、その中にミカンの木らしきものがありました。10m間隔で木が埋まってあって、結構きれいにされております。

それで、営農計画書を見てもらうと、この申請者の———をされておまして、昔から———ような感じです。営農計画書を見ると、———が農業体験学習に利用できることとしますとか、そういうのが書いてあるんですが、先ほど電話がかかってきて聞いたんですが、何であんたは———からここまで興味を持ってやるかと聞いたら、———は言うておりました。そして、———があると。そして、この営農計画書に書いてあるように、———んじゃとか、そういったことを言うておりました。そして、———が今寂れてきて、———そうですが、そういう寂れたところをどうかしたいと———は言うております。

そして、譲渡人の———に連絡して状況を聞きましたら、本人は———に住居構えて住んでおまして、耕作するのはもう大変だということで、———に手放すようにしたということをおっしゃいました。

それで、農地法の許可基準ですが、第3条第2項の全部効率利用要件、———はこれに結構土地を持っておるといようなことを聞きましたので、さっきの電話のときにしっかり管理してくれよということをおっしゃいましたら、週に一、二回は現場にのぞいて見ているといようなことを言うておりました。そして、———車があったように記憶しております。それで、維持管理するといようなことを言うておりました。

そして、第3条第2項の4号、この農作業に従事する人間、これは従業員とかボランティアを募ってやるといようなことを言うております。

そして、地域の調和要件、これについては問題ないと思われませんが、私としてはぜひ許可したいといふふうに思っております。以上です。あと皆さんの御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。果樹ということでちょっと興味を持ったんですよ。実際、何本くらい植えてありましたか。

○10番 10本ぐらい。

○6番 それはちゃんと成木になっておったんですか。

そういうところはすごい大事なところなんですよ。ちゃんときれいに管理されているかどうかというの大事なんですね。

○藤井会長 事務局。

○事務局 私も現地見にいきまして、状況としてはかなりきれいになって、きれいに管理はされておりました。栗と、果樹はかんきつ類、ミカンではなくてユズとかダイダイみたいなのがきれいになりました。かなりきれいにされておるなというような印象でございます。

○6番 はい、ありがとうございました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認されました。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第67号の7は、所有権移転の申請です。資料は27ページから30ページを御覧ください。

現地確認を12月2日に事務局2名と私で行いました。

申請者への聞き取りを譲受人は12月5日に、譲渡人は12月6日に行いましたので、報告します。

申請地は、—————のところにあります。

譲受人は、自身の農地のミカン畑に行く道がなく、今まで申請地の土地を通らせてもらって管理、耕作をしていましたが、そのまま続けていくことが心苦しく、譲渡人に相談したところ、譲り渡してもらうことになりました。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

第1号の全部効率利用要件は、特に問題ないと思われま

す。第4号の農作業常時従事要件は、—————で通える距離であるため、問題ないと思われま

す。第5号の転貸禁止要件は自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件は、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号は全てクリアしており、許可要件の全てを満たしていると考えます。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。通らせてもらうということなんですが、今後も通る口上じゃないですか、道に使うという話じゃないですか。

○藤井会長 事務局。

○事務局 私も現地確認いたしまして、道といいますかですね、畑を通っていくというような形でございます。畑の中もちゃんと今耕作されているような形でございますので、これまでその畑を通るのがちょっと申し訳ないのでということで、通れる道といいますか、敷地を通る、それだけじゃなくて、そこも使って耕作されるということで、結構細長くは見えるんですけども、しっかり小さい畝があるような形で、現実的にも何か植えているような形、作物はちょっとあれですけども、一応作物も植えられておりました。

○2番 1畝ちょっとの土地なんですごく狭いですし、果たしてトラクターですけるのかなというような土地だと思いますから、通り道にするんだったら、そのほうがすっきりするのかなとは今思ったんですが、まあ状況は分かりました。

○藤井会長 ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認されました。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番、松田です。議案第69号の8は、所有権移転の申請です。

現地確認を12月3日に、木原小委員長、倉重委員と事務局2名とで行い、申請者への聞き取りを7日の日にしましたので、報告します。資料は31ページからになります。

現地は、—————のところにあります。この件は、—————
—————、譲渡人、譲受人ともに同じ方です。譲渡人のほうは、—————も
う耕作ができないで困っているところを—————譲受人と話がついて、また譲り受けること
になったそうです。

33ページの図面を見ていただくと分かるように、イチジク、ブルーベリー、ザクロを植えるようにしておられるのですが、このブルーベリーに関しては、酸性土を好むため、一緒に植えると

ちょっとできないんじゃないかなという声もありまして、本人に確認したところ、ブルーベリーはポット栽培で行うそうです。

また、34ページの作業並びに従事時間などですが、知人の協力を得ながらとありますが、——一名協力してくださる方がいらっしゃるようで、本人と——がおられるので、またこの人たちとも協力してやるそうです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、9番、承認されました。

続いて、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 横木です。議案第69号の9番は、所有権移転の案件です。

現地確認を12月3日、事務局の方2名と池田委員で行っております。

譲受人、譲渡人の聞き取りも同じ日に行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は、資料の36ページ、ちょっと分かりづらいんですけど、ここは——
——になります。

譲渡人の話によりますと、この農地は、——
——管理されていたと。——とも一緒にここを管理していたとのこと。現在住んでおられるのは——ですけど、——からということで、——というのを考えておられたようですが、——諦めましたとのことでした。

譲受人の人に話を伺いますと、これは——この農地を取得されることを決意されたようです。ちょっと——m²と広いんですけど、——の指導を受けながら、——とともに花、野菜、芋類を栽培して、この畑を維持管理していくとのことでした。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件については、譲受人本人が主にですが、——にも手伝ってもらって、耕作されることで特に問題ないと思われま。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、農作業を行う必要がある日数については、従事されるこのことです。

第5号の転貸禁止要件ですが、これは自ら栽培されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、場所的に支障が生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見がある方はお願いします。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認されました。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第69号の10は、所有権移転の申請です。資料は、39ページから42ページを御覧ください。

現地確認を12月2日に、事務局2名と私で行いました。

申請者への聞き取りを譲受人は12月4日に、譲渡人は12月5日に行いましたので、報告します。

申請地は、—————のところにあります。

譲渡人は、—————一人で管理することが困難であるため、—————に譲り渡すことにしました。申請地の隣は譲受人の——所有地であり、自宅からも近く、農機具もそろっております。

次にこの案件に係る農地法の許可基準について説明します。

第1号の全部効率利用要件は特に問題ないと思われま

す。第4号の農作業常時従事要件は、—————で通える距離であるため、問題ないと思われ

ます。第5号の転貸禁止要件は、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件は、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号は全てクリアしており、許可要件の全てを満たしていると考えます。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

○11番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、10番、承認されました。

続きまして、11番、12番、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番、田村です。議案第69号の11、12は所有権移転の案件です。

11月26日に現地確認、11月28日、12月5日に聞き取り調査等を行いましたので、報告します。

11のほうは、46ページを御覧ください。—————にあり、譲渡人は——であり、農業をやる意思はないということです。

12は、52ページを御覧ください。これは——です。譲渡人は——であり、耕作するにも遠すぎて駄目というようなことです。

それと、譲受人は、それぞれ50ページ、54ページにあります営農計画とおりに行うということです。ただ、私が危惧するのは、飛び地状況になり、労働時間が散漫になりはしないかと心配しているが、本人は最初は飛び地状況ではあるが、だんだん集約がされているので大丈夫と考えるということです。

農事法第3条第2項の農地の審査基準は、私としては問題ないと考えます。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、12番、それぞれ承認されました。

続きまして、議案第70号、事務局、御説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は4ページ、資料は55ページからになります。

議案第70号は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。

今回、提出された件数は1件で、転用目的は進入路及び駐車場が1件です。

申請番号1は、進入路及び駐車場です。資料は55ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積9.0haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地です。以上です。御審議のほどお願いいたします。

○藤井会長 1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第70号の1は、農地を転用して進入路と駐車場を造りたいという申請です。これ、————、第3条で農地を取得するということで申請をしようとしたら無断転用が発見されたということで、始末書も出ていますし、いつこういうふうになったかというのが、御本人にもよく分からない。自分が————だったということなので、————の時代にされたんだと思いますが、道としては、ちょっと広めの赤線があるだけの家で行き止まりです。車もだから、この家まで行ったら、もう向きを変えて帰るしかないというところなので、この進入路と駐車場がないと生活ができないだろうと思われるような状況になっています。

車は4台あったんですが、1台は全方向挟まれて、どうやって出てるんだろうというような止め方になっていましたので、広過ぎるということもありませんでした。

農地法をよく理解されていないというか、知らなかったんだろうと思いますし、始末書が出ているということで、特に問題はないのかなと思っています。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、第1番、承認されました。

続きまして、議案第71号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は5ページ、資料は61ページからになります。

議案第71号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は5件です。

転用事由の内訳は、住宅の敷地拡張が1件、太陽光発電設備が1件、店舗駐車場が1件、資材置場及び駐車場が1件、福利厚生施設の進入路が1件です。

申請番号1は、住宅の敷地拡張です。資料は61ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積65.5haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続で、農用地除外申請中です。

申請番号2は、太陽光発電設備です。資料は67ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積45.3haの農地で、————mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

申請番号3は、店舗駐車場です。資料は75ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積7.9haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号集落接続で農用地除外申請中です。

申請番号4は、資材置場、駐車場です。資料は81ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積1.1haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内農地です。許可該当法令は、施行規則第34条第3号市街化に設置することが困難な施設です。

申請番号5は、福利厚生施設への進入路です。資料は87ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地です。以上です。御審議のほどお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安です。議案第71号の1は、譲渡人の農地———を譲受人が転用して、住宅の敷地拡張をしたいとの使用貸借権です。

現地確認を12月2日、事務局お二人と藤井会長と私の4人で行いました。電話での聞き取りを12月7日にしました。現地は、———のところで、譲渡人と譲受人は———です。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の61ページにありますように、この農地区分は第1種農地ですが、既に倉庫になっており、始末書が出されています。農地法施行規則第33条第4号により、集落接続に該当のため許可基準は満たしております。

申請地は63ページにもありますように、———だったところです。そこに倉庫が建っていました。使用貸借権で、この———を借り受ける申請です。申請者の宅地続きで北側の道路沿いです。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、1番、承認されました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第71号の2、許可申請は、譲渡人の農地を譲受人が、———
———が譲り受けて、太陽光発電設備のため転用したいという申請です。

現地確認を12月1日に事務局2名と原田委員とで行い、———、譲受人、———
———及び譲渡人に聞き取りを行いましたので報告します。

現地は、資料67、68ページのとおりに、———の

ところに位置し、農地区分は第2種農地となっています。

申請地の状況ですが、譲渡人は数年前より耕作はしておらず、保全管理をしていたところ、一、二年の間に近くの田が太陽光になり、自分も太陽光にしたいと探していた。譲受人と話し合いを重ね、今回、話がまとまったところです。

資料69ページの——番地は、稲作を継続するそうです。隣接の土地の所有者のほか、自治会長及び住民への説明承諾書、状況につきましては、73、74ページのとおりであり、事業計画書及び被害防除計画の内容につきましても、特に問題点はなく、周辺農地等に関わる農業条件に障害を生じるおそれもないと思いますので、本件については転用やむを得ないと考えます。皆様の御審議よろしくお願いたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番の池田です。議案第71号の3は、農地を借り受けて、店舗駐車場に転用するという申請です。

12月3日に市職員2名、横木委員と私の4人で現地確認をしました。借受人への聞き取りを12月3日に行い、——から12月9日に聞き取りを行いましたので、その結果を報告します。

現地は、お手元資料75ページですが、——があるんですが、それをずっと一に向けて上がって、——がございまして。75ページの図面の一番左側出ていないんですが、そこから入って——に向かって行って——m行ったところにあると。ちょっと田んぼの中ほどにずっと行くような形になります。

貸出人と借受人は、——です。借受人は、現在、——をやっておられるんですけど、今、駐車場が手狭で、ここを広げたいということで、駐車場を増設するという案件です。

次に、この案件に関わる農地法の許可基準について御説明します。

資料75ページにあるとおり、この農地区分は第1種農地です。第1種農地は原則、転用許可されませんが、例外規定であります施行規則第33条第4号の集落接続に該当するため許可基準を満たしております。

次に、一般基準ですが、転用の確実性や周辺農地への支障を及ぼすおそれがないことから、許可

基準を該当すると判断します。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認されました。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第71号の4は、所有権移転と転用の申請です。

12月1日に現地確認を事務局と池田委員さんと私で行いました。その報告をいたします。

現地は、—————というのがあるんですが、—————にあります。既に資材置場として利用されております。もちろん、無断転用ということで始末書を提出していただいています。

ただし、先月も見に行ったんですが、——があったため認められないということで、撤去をするように言っていたところ、今回撤去をしましたということで申請がありましたので、見に行きました。一応、——はありませんでした。

この土地については、他の市役所の部署、都市計画課等も許可が必要な部分がありまして、そちらも大丈夫ということで確認がとれております。周りは既に山になっていまして、放置すれば山になると思われる場所です。

1種農地ですが、先ほど説明がありましたとおり、市街地に建設できないと思われる施設は認めるということになっているようで、ここが該当するようです。

地元委員としては、やむを得ないと思います。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認されました。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第71号の5番は、農地を福利厚生施設への進入路に転用し、所有権を移転するという案件です。

現地確認を12月3日、事務局の方2名と池田委員で行っております。同じく、ヒアリングも同じ日に行っておりますので御報告いたします。

現地は資料の 88 ページ、

に位置しております。

譲受人さんは、まして、福利厚生施設を購入されております。ですが、進入路がないために仮設道を現状のまま利用したいとのことでした。

過去の、平成 21 年かどうか、過去と書いてあるんですけど、土砂災害以前からも設置されていたということで始末書も提出されています。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7 番、8 番、承認されました。

続きまして、議案第 72 号、73 号、74 号、一括して上程したいと思います。事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は 7 ページからです。

議案第 72 号は、農用地利用集積等促進計画案（所有者・機構間契約）についてで、議案第 73 号は、農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）についてです。

議案第 72 号、73 号につきましては、県で公告予定の利用権設定が 1 件になります。

農地の集積面積は 402 m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が 1 件です。県で公告予定の利用権設定については、議案第 72 号で山口農林振興公社が借り受けた農地の全てを、議案第 73 号によって貸付けを行うものです。

続きまして、議案書は 9 ページからです。

議案第 74 号は、農用地利用集積等促進計画案（一括契約）についてで、令和 8 年 1 月 26 日公告予定の利用権設定が 6 件提出されています。この件の農地の集積面積は 1 万 6,779 m²で、利用権の内訳は、賃貸借権の設定が 3 件、使用貸借権の設定が 3 件です。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農地中間管理事業法第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お伺いしたいと思います。ございませんか。

じゃあ、私のほうからお尋ねします。議案第 74 号の 1 番、2 番の譲受人について、地元委員さんの皆さんに説明していただきたいと思います。

○1 番 1 番の池田です。このですけど、以前から農地法第 3 条でこのほうで借りていらっしゃる方なんですけど、になっております。だったと

思います。—————です。なので、かなり時間が取れるということで、稲作ができるような土地を心配してくださいというふうに随分言われておりました、ここは——というところですけど、—————、随分、セイタカアワダチソウとか柳の木とか、そんなのが生えておりました、結構、大変なんですけど、以前から借りたい、借りたいと言っていらっしやいまして、それがもう一年くらいたちまして、農地利用最適化推進委員の鍵谷さんと私、調査するときに、年々田が荒れてくるねという感じで思っていたんです、2人が。

—————。しかし、少しずつ草を刈っていらっしやったんですけど、もう草のほうは早くて、とうとう諦められまして、農業委員会のほうに譲渡人の方が相談に行かれました。

それで、地元委員として聞きまして、—————に言ったんですけど、ちょっと荒れ方がひどいので、どうだろうかと思ったんですけど、この方はいろんな重機を持っていらっしやって、きれいにするというので借りたいというふうに言われました。

これ賃貸借なんで、ちょっと気の毒だなと思うんですけど、いいよって言われますので、一応そういう形になりました。今後もまた出てくると思うんですけど、——のほうで横木委員と、いろいろ横木委員に相談しまして、心配していただいて、次々出てくるんじゃないかと思っています。以上です。

○藤井会長 御本人、まだまだ規模拡大される意欲があられるようですので、委員の皆さん方も何かこういった案件があったら御紹介いただければというふうに思います。

○11番 お尋ねしますが、この—————は、—————ということですかね、—————になっているけど、—————じゃあ下もじゃないですか。2番のほう、2番のほうは、そうか、一緒ですね。すみません。

○藤井会長 よろしいですか。そのほか何か御意見、御質問ございませんか。

○11番 いや、私が思ったのは、2番のほうは譲渡人が—————になって、1番のほうは、———になっているから、これがどうかなということです。—————、下も同じことじゃないかなという、そこのお尋ねです。

○事務局 ここだけが、———をされているということです。上のこの一筆に関しては、まだ———というような形です。

○藤井会長 どうですか。いいですか。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決いたします。順番にしていきたいと思います。まず、議案第72号を承認される方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。議案第72号は承認されました。

続きまして、議案第73号を承認していただける方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。73号は承認されました。

続きまして、議案第74号を承認いただける方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第74号も承認されました。

以上で、議案審議が終わりました。

あと報告事項が80号から87号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

○事務局 報告第87号は、令和7年3月27日に報告されました地域計画の変更についてです。

○藤井会長 ございませんか。——よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 特に御意見がないようですので、以上で議案審議は終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

午後2時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月10日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員